

計画の位置付け

【根拠】 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）第10条第1項の規定により国の基本指針に即して県が定める計画
 【性質】 感染症対策の方向性やあり方、目指すべき体制を定めるもの
 【対象】 感染症法に分類されるすべての疾病（一～五類感染症、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症、新感染症）
 【検証】 感染症対策連携協議会で取組・目標の進捗を確認 PDCAサイクルにより検証・改善

計画年度
 令和6年度
 ~令和11年度

基本理念	課題解決の視点で道標から戦略へ	主な施策・取組	主な目標	
感染症に強靱な社会の実現 新型コロナ対応の課題 関係機関との連携不足 感染症専門人材の不足 訓練が不十分 保健所業務のひっ迫 計画に実効性がない 感染対策物資の不足 施設の感染対策が脆弱 入院・外来の医療提供体制の構築が難航 宿泊施設の確保が難航 自宅で療養生活を送れる体制が不十分 リスクコミュニケーションが不十分 情報分析・発信力が不十分	基本理念に至る3つの道標 道標A 1つの感染症対策チームの実現 One Teamの形成 道標B 3つの対応力強化 個の力の強化 組織の力の強化 地域の力の強化 道標C 5つの環境づくり 感染症の拡がりを抑える環境 必要な人に必要な医療が提供される環境 安心して療養できる環境 有用な情報を有効に活用できる環境 感染症への理解が進んだ環境	戦略1 感染症対策の連携強化・一体的対策の推進 戦略2 感染症専門人材の養成・資質の向上 戦略3 感染症危機管理組織の強化 戦略4 感染症危機事態対処力の強化と実効性の確保 戦略5 感染症の発生の予防・まん延防止の対策の推進 戦略6 感染症の性状を踏まえた疾病別対策の推進 戦略7 感染症の医療提供体制の強化 戦略8 外出自粛対象者の療養環境の充実 戦略9 感染症の情報分析・発信力の強化 戦略10 県民・事業者による感染症対策の推進	◎ 感染症対策連携協議会による情報共有・対策協議 ◎ 保健所の対策会議による地域内の役割分担・連携推進 ◎ 甲府市との実務レベルの意思疎通と有事のリエゾン派遣 ○ 感染症専門医、感染管理認定看護師、YCAT要員等の養成 ○ 養成した感染症専門人材のフォローアップ ○ 医療機関、高齢者施設等の従事者の資質向上 ◎ YCDCによる専門家・関係機関との連携・ネットワーク化 ◎ 保健所・衛生環境研究所の感染症有事体制の確保 ○ 保健所・衛生環境研究所の有事対応訓練・研修の実施 ○ 合同訓練による計画・マニュアル類の実効性の検証 ◎ 市町村との協力・応援体制の構築 ◎ 衛生物資の備蓄、災害時の感染対策支援・防疫業務の実施 ◎ 情報収集のICT化、GABなど専門家を活用した情報収集 ◎ 人権に配慮した措置の実施 ◎ 高齢者施設等のクラスター対応力の強化と支援の充実 ○ 結核、エイズ、麻しん・風しんなどの感染症対策の推進 ○ 関係機関と連携した動物由来感染症対策の推進 ○ 抗菌薬の適正使用による薬剤耐性対策の推進 ◎ 医療措置協定による新興感染症の医療の確保 ◎ 協定締結医療機関が整備する感染対応への支援 ◎ 協定・連携による新興感染症の検査・移送体制の確保 ◎ 協定による宿泊療養場所の確保と安心・安全な療養環境 ● 医療機関や市町村と連携した療養生活支援 ● ICTを活用した療養生活支援の効率化 ◎ 下水サーベイランスやゲノム解析等による監視体制の構築 ◎ 専門家の活用や国の研究機関等と連携した情報分析 ◎ 状況に応じたリスクコミュニケーションの実施 ◎ 県民への正しい感染症予防対策の普及 ◎ グリーン・ゾーン登録制度による感染症対策の推進 ◎ 差別や偏見、誹謗中傷の防止、報道機関との連携	✓ 連携協議会 年1回以上 ✓ 保健所会議 年1回以上 ✓ 県・甲府市の会合 年2回以上 ✓ 感染症専門医 5人 ✓ 感染管理認定看護師 85人 ✓ YCAT要員 100人 ✓ 保健所の体制 IHEAT要員確保 ✓ 衛生環境研究所の検査体制 下表② ✓ 訓練・研修 年1回以上 ✓ 合同訓練の実施 年1回以上 ✓ 療養生活支援協力市町村 全市町村 ✓ 衛生物資の備蓄 3か月分 ✓ 医療機関における発生届のオンライン化 ✓ クラスター対応マニュアルの作成による高齢者施設等の事態対処力の向上 ✓ 結核罹患率 10以下（人口10万人対） ✓ 麻しん・風しん予防接種率 95%以上 ✓ 情報共有・研修による抗菌薬の適正使用 ✓ 医療措置協定 下表① ✓ 検査措置協定 下表② ✓ 移送訓練・研修 年1回以上 ✓ 宿泊施設確保措置協定 下表③ ✓ 療養生活支援協力市町村 全市町村 (再) ✓ 下水サーベイランス等を活用した情報発信による感染拡大の抑制 ✓ 感染症リスクの正しい理解が浸透 ✓ グリーン・ゾーン事業者研修 年1回 ✓ 人権尊重講習会 年1回

感染症対策の戦略と取組

① 医療提供体制 戦略7

項目	発生公表後の目標		
	1週間	3か月	6か月
入院の確保病床数	144	257	416
発熱外来の医療機関数	20	26	355
外出自粛対象者への医療の提供を行う医療機関数	-	-	病院・診療所 205 薬局 204 訪問看護 36
後方支援の医療機関数	-	-	医療機関 26
派遣可能な医療人材の確保数	-	-	医師 23 看護師 86

② 検査体制 戦略3 戦略7

項目	発生公表後の目標	
	1か月	6か月
内訳		
1日当たりPCR検査件数	200	2,564
衛生環境研究所	200	740
医療機関・民間検査機関等	0	1,824

③ 宿泊療養体制 戦略8

項目	発生公表後の目標	
	1か月	6か月
宿泊施設確保居室数	70	1,135

協定に基づく要請により
 速やかに事態対処の体制構築

医療機関・検査機関・宿泊施設と
 平時に協定を締結

有事 新興感染症の発生公表後